

平成 29 年 9 月 29 日

都市医師会担当理事 殿

富山県医師会救急災害医療

担当副会長 村 上 美也子

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

標記について、日本医師会常任理事より別紙のとおり案内がありましたので、お知らせします。

なお、本案内については、本会ホームページ内「医療機関の皆様へ：お知らせ」に掲載します。





(地 I 170)

平成 29 年 9 月 21 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広己

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省関係各課より、各都道府県、指定都市、保健所設置市、中核市、特別区の衛生主管部局・民生主管部局宛に、標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対して周知方依頼がございました。

本通知は、北朝鮮による弾道ミサイルが日本国内に落下する可能性を考慮し、各自治体の衛生主管部局・民生主管部局に対し、危機管理部局と緊密に連携すること、並びに、医療機関及び社会福祉施設等の適切な取組についての指導を要請するものです。

具体的には、各医療機関及び社会福祉施設等は、様々な状況を具体的に想定した対応方策について検討すること、Jアラート等により緊急情報が発信された際の利用者等の安全確保の方策につき全職員の共通理解を図ること、自治体の危機管理部局や関係機関と連携強化を図ること、並びに、避難訓練を検討することとされております。

また、本通知は別紙に「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取るべき行動例について」を付し、各医療機関及び社会福祉施設等が実態に応じた対応を検討する際に活用される旨併せて記載しています。なおこの行動例は「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成 29 年 4 月 21 日付消防国第 38 号消防運第 24 号）を参考に取りまとめられたものです。

つきましては、本件につきご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
平成 29 年 9 月 15 日

日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

標記について、別添のとおり各都道府県等に事務連絡を発出しましたので、会員各位への周知方よろしくお願ひいたします。

(別添)

事務連絡
平成 29 年 9 月 15 日

都道府県
指定都市
各 保健所設置市 衛生主管部局・民生主管部局 御中
中核市
特別区

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）の規定に基づき、国、地方公共団体等は相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととされております。

現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が万が一、我が国領域内に落下する可能性も考慮し、貴部局におかれては、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、医療機関及び社会福祉施設等においても、下記事項について適切に取り組まれるよう、御指導等をお願いします。

なお、「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号消防運第 24 号）を参考に、別紙のとおり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取るべき行動例について取りまとめたので、各医療機関及び社会福祉施設等や地域の実態に応じた対応を検討する際に御活用ください。（詳細については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）を御確認ください。）

記

- 1 医療機関及び社会福祉施設等において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、屋内だけでなく屋外での活動も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討すること。
なお、検討に当たっては、以下の関連通知等を参考にすること。
- 2 各医療機関及び社会福祉施設等において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の利用者等の避難誘導等の安全確保の方策について、全職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 医療機関及び社会福祉施設等の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関と連携強化を図ること。
- 4 医療機関及び社会福祉施設等の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を検討すること。

(留意事項)

- ・利用者等の実態に応じた安全指導を行うこと。
- ・政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、利用者等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。

【関連通知等】

- 児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日
雇児総発402号）
- 学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について（平成21年9月24日事務連絡）
- 病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて（平成25年9月4日医政指発0904第2号）

(別紙)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について
(平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下街などに避難する。周囲に避難できる建物や地下街などがない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
 - ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
 - ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

以上